

# 何故、個人事業よりも法人事業の方が税金が安いのか

## Question 3

現在、個人で青果店を営んでおり、事業所得として所得税の申告を行っております。

この個人事業を、法人化した方が税金が安くなることを聞きました。どうしてなのでしょう。

## Answer

同じ事業（商売）を行なう場合でも、個人事業に比べ法人事業の方が一般に税金は安くなります。

それには大きく分けて次の3つの理由（税制上の取扱い）が考えられます。

- (1) 給与所得控除額の活用による効果
- (2) 所得の分散による効果
- (3) 個人に対する税率と、法人に対する税率の格差による効果

では、それぞれの項目についての税効果がどの程度のものか具体的にご説明します。

### (1) 給与所得控除額の活用による効果

個人で事業を行なう場合には、事業主は自分自身に対して給料を支払うことはできません。

これに対し、法人で事業を行なう場合には、事業主は社長（役員）として会社から給料をとることができます。

この支給を受けた給料については、所得税の計算上は給与所得として課税されますが、その際、給与所得控除額を給与収入（年収）から差し引くことができます。

この給与所得控除額とは、給料の支払を受けた人（サラリーマン・役員の違いなし）に認められている一種の必要経費で、年収に応じて次のように定められています。

#### 給与所得控除額

収入金額	給与所得控除額
162.5万円以下	65万円
162.5万円を超え 180万円以下	収入金額 × 40%
180万円を超え 360万円以下	収入金額 × 30% + 18万円
360万円を超え 660万円以下	収入金額 × 20% + 54万円
660万円を超え 1,000万円以下	収入金額 × 10% + 120万円
1,000万円超	収入金額 × 5% + 170万円

次の表をご覧ください。

年収に対する給与所得控除額の割合は、年収が低い人ほど高くなっています。（例えば、年収500万円の人と年収3,000万円の人では年収は6倍違いますが、給与所得控除額は2倍程度しか変わりません。）

また、所得税・住民税の負担を考えた場合、個人事業主の場合には  $\text{年収} = \text{所得（利益）}$  をベースとして所得控除を差し引いて課税されますが、個人事業を法人化した場合には、社長（事業主）の税金は  $\text{年収} - \text{給与所得控除額} = \text{給与所得}$  をベースとして所得控除を差し引いて課税されるためその分税金が軽減されます。

例えば、所得1,000万円の個人事業主と給与年収1,000万円の社長さんとは給与所得控除額220万円の違いがあるため、両者の間には61万円の所得税・住民税の違いが発生します。

年収に応じた給与所得控除額とそれによる所得税・住民税の軽減額

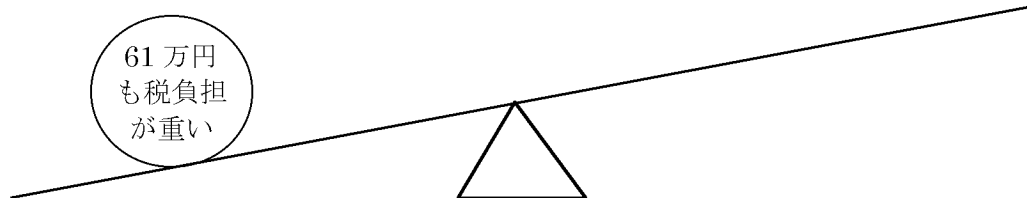
(単位：万円)

項目	年 収					
	500	800	1,000	1,500	2,000	3,000
給与所得控除額	154	200	220	245	270	320
年収に占める 給与所得控除額の割合	31%	25%	22%	16%	14%	11%
給与所得控除により 軽減される所得税・住民税	23	52	60.6	105.3	116.1	160

(注) 所得控除額を200万円と仮定し、所得税と住民税の所得控除の差額及び均等割は考慮していません。

所得1,000万円の個人事業主

年収1,000万円の社長



## (2) 所得の分散による効果

個人事業の場合には、あらかじめ「青色事業専従者給与に関する届出書」を税務署に提出すれば、職務の内容に応じた給与を、生計を一にする親族（例えば配偶者、同居している子）に支給することができます。

一方、個人事業を法人化した場合でも親族を役員とすることにより、職務の内容に応じた金額を役員報酬として支給することができます。

所得税・住民税の節税を考えた場合、最も有効な対策の一つに所得の分散という方法があります。

これは事業に従事する親族に対し、給料を支払うことにより個人事業主（または社長）に帰属する所得を合法的に親族に移動させ、その分、税負担を軽減させ、家族全体で見た場合の手取額を多くしようとするものです。

この所得分散という方法は、個人事業の場合でも前述した届出書を提出すれば可能ですが、事業を法人化した方がその効果をより一層引き出しやすいと思われます。

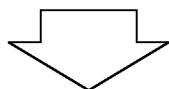
節税のために法人化する第2の理由がここにあります。

所得の分散による効果を計算したものが次の表です。

年収2,000万円を夫（社長）ひとりがもらう場合に比べ、夫婦ふたりであわせて年収2,000万円となる方が、手取額で最大202万円の違いがあります。

(単位：万円)

ケース	内 訳	年 収 の 内 訳	給与所得控除額	所得税・住民税	手 取 額 (年収-所得税・住民税)
A	夫のみ	2,000	270	475	1,525



(単位：万円)

ケース	内 訳	年 収 の 内 訳	給与所得控除額	所得税・住民税	手 取 額 (年収-所得税・住民税)	ケースAと比較した 場合の手取額の 違い
B	夫	1,700	255	374	1,326	84
	妻	300	108	17	283	
	計	2,000	363	391	1,609	
C	夫	1,500	245	292	1,208	143
	妻	500	154	40	460	
	計	2,000	399	332	1,668	
D	夫	1,300	235	210	1,090	186
	妻	700	190	79	621	
	計	2,000	425	289	1,711	
E	夫	1,000	220	123	877	202
	妻	1,000	220	150	850	
	計	2,000	440	273	1,727	

(注) ・所得控除額は夫150万円、妻50万円と仮定（夫のみの場合は200万円）しています。

・手取額の計算には社会保険料の負担は考慮していません。

・所得税・住民税の計算にあたっては、所得控除の差額及び均等割は考慮せず、計算の簡便上1万円未満の端数は四捨五入しています。

## ワンポイントアドバイス

上述のケースでは、年収2,000万円を、夫1,000万円、妻1,000万円と均等に分けた場合の税効果は最大（手取額が一番多い）となりますが、会社の役員に対する給料を決める場合には、個人事業のようにあらかじめ税務署に対し一定の届出書を提出するということはありません。

会社の役員の給料は、株主総会・取締役会の中で決定される事項だからです。しかし、役員の職務の対価として適正額を超える部分の金額（不相当に高額な部分の金額）は税務上認められませんので、家族を役員として給料を支給するケースにあたっては、役員の職務を十分に検討した上で、それに見合った役員報酬を決めることが必要となります。

### (3) 個人に対する税率と法人に対する税率の格差による効果

**Question 1**にも述べてありますが、所得税・住民税は所得が増すほど税負担も増えるという構造（この構造を超過累進税率といいます）となっています。

特に、課税所得が1,800万円を超えますと、その超える部分については一律50%（所得税37% + 住民税13%）の税負担となっていますので、増えた所得についてはその2分の1が税金ということになります。

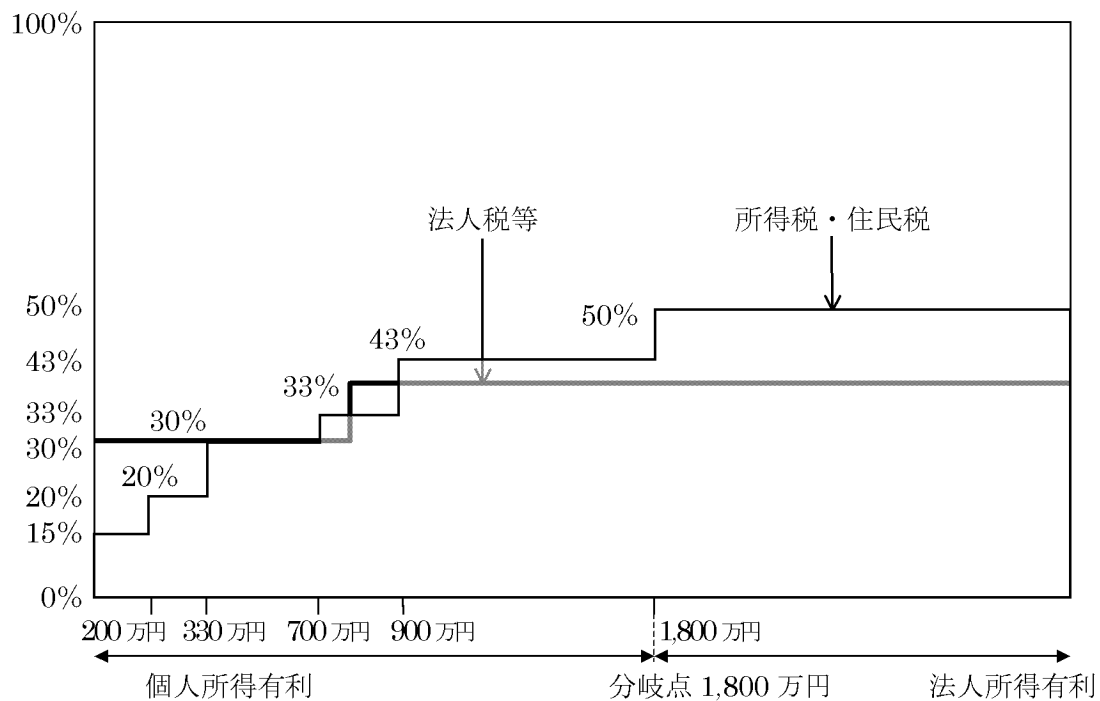
それに対し会社の利益に課税される税金には、法人税・法人住民税・法人事業税の3つがあります。

これらの税率は個人と異なり、2段階の比例税率となっています。

法人課税所得800万円以下の部分	法人税・法人住民税・法人事業税あわせて31%程度
法人課税所得800万円超の部分	法人税・法人住民税・法人事業税あわせて41%程度

個人にかかる税金（所得税・住民税）と法人にかかる税金（法人税・法人住民税・法人事業税）が課税所得に対し、どの程度の税率で課税されるのか、両者を対比したものが次の表です。

個人にかかる税金と法人にかかる税金の税率表



ご覧になってお分かりのように、課税所得が1,800万円以下の部分については、法人にかかる税金よりも個人にかかる税金の方が低いことが分かります。（900万円超1,800万円以下の部分については個人の方が若干税負担が重いです）

これが、課税所得が1,800万円を超えますと、個人に係る税金の方が法人に係る税金よりも高くなります。

このように個人と法人の税率を考えた場合、課税所得1,800万円が両者の分岐点ということが分かります。

また、この表では考慮していませんが、個人で事業を営む場合にはこの所得税・住民税とは別に事業税という税金がかかります（給与所得者にはこの事業税はかかりませんので、個人事業を法人化して役員報酬をとる場合には、この個人事業税はかかりません）ので、一言補足しておきます。

最後に、法人事業と個人事業のメリット・デメリットについて税金面も含め対比させた表がありますので、法人成りをお考えの方、これから新たに法人を設立し、事業をはじめられる方は参考にして下さい。

### 株式会社・有限会社・個人事業のメリット・デメリット

		法人組織（青色申告）		個人事業	
		株式会社	有限会社	青色申告	白色申告
経営意識		😊 企業の発展と継続を願うことが、社長の仕事になる			
営業上の信用度		😊 事業を組織化して経営を行うので、営業上の信用度が高い			
企業イメージ		😊 イメージが良く、求人もしやすい			
現金の管理		😊 会社と個人をはっきり区別するので、経理内容が明確になる		事業のお金と個人のお金が混同しやすい	😞 どんぶり勘定になりやすく、税務署による推定課税もある
経理の明確化		😊 事業の経営成績、財政状態がよくわかり、予測がつく（予算管理・資金繰り）		簡易簿記のため、有用な経理情報となりにくい	
会計帳簿の作成		😞 会計帳簿が複雑になるので、記帳が大変		😊 比較的、容易に記帳できる	
金融メリット		😊 銀行からの融資が受けやすい			
経営者の給料		😊 合理的に設定した役員報酬を毎月定額で支給する（個人事業所得と比較して節税につながる）		😞 $\text{収入} - \text{必要経費} = \text{事業者の所得}$ 事業者の労働の対価と事業の利益が、合算されてしまう	
家族の給料（専従者給与）		😊 労働の対価に見合う分について、世間並の十分な給与がとれる 年間103万円以内の場合、配偶者控除・扶養控除を受けることができる		法人組織と同様に専従者給与がとれる ただし、配偶者控除・扶養控除は受けられない	😞 年間一人最高86万円だけしかとれない しかも配偶者控除・扶養控除とも受けられない
経営上の赤字の繰越控除		😊 赤字の金額は5年間繰越することができる		😊 赤字の金額は3年間繰越することができる	😞 切捨て（繰越できない）
青色申告による特典		😊 特定設備を取得した場合等の税額控除や耐用年数の短縮の特例がある		😊 青色申告特別控除55万円が受けられる 税額控除、耐用年数は法人組織と同じ	😞 特典なし
経費の取扱い	接待費	😞 資本金の額によって、経費とする限度額がある 資本金1,000万円以下 4,000,000円 1,000～5,000万円 3,000,000円 5,000万円～ 0円 但し、上記限度額の20%部分は経費とならない		😊 業務の遂行上、必要と認められるものについて限度額なし	
	生命保険料	😊 法人を契約者、受取人とすることにより生命保険料を経費にできる（保険の種類により資産となるものもある）		😞 必要経費にはならない	
会計事務所のコスト		経営助言を綿密に受けられるので、一般的には個人事業よりも高い		法人組織とくらべると一般的に安い	

<b>経営者の任期 及び登記</b>	商法の規定により、取締役2年、監査役3年ごとに改選登記が必要	取締役、監査役の変更があった場合、登記が必要となる	特になし
------------------------	--------------------------------	---------------------------	------

参考資料： 給与年収とその手取額

(単位：万円)

(A) 年 収	(B) 社会保険料	(C) 所 得 税	(D) 住 民 税	(E) 合 計 (C) + (D)	(F) 実質税率 (E) / (A)	(G) 手 取 額 (A) - (B) - (E)
300	30.07	0.79	1.27	2.06	0.7%	267.87
400	41.13	5.82	3.94	9.76	2.4%	349.11
500	50.63	11.46	6.94	18.40	3.7%	430.97
600	60.14	17.10	11.37	28.47	4.7%	511.39
700	69.64	23.06	17.70	40.76	5.8%	589.60
800	79.15	32.60	24.88	57.48	7.2%	663.37
900	88.66	45.48	32.93	78.41	8.7%	732.93
1,000	98.16	58.36	40.98	99.34	9.9%	802.50
1,200	105.19	87.64	60.26	147.90	12.3%	946.91
1,400	112.22	132.11	88.33	220.44	15.8%	1,067.34
1,600	117.72	187.46	112.31	299.77	18.7%	1,182.51
1,800	118.12	244.34	136.96	381.30	21.2%	1,300.58
2,000	118.52	301.22	161.61	462.83	23.1%	1,418.65
2,500	119.52	455.41	223.23	678.64	27.1%	1,701.84
3,000	120.52	630.79	284.85	915.64	30.5%	1,963.84
3,500	121.52	806.17	346.47	1,152.64	32.9%	2,225.84
4,000	122.52	981.55	408.09	1,389.64	34.7%	2,487.84
4,500	123.52	1,156.93	469.71	1,626.64	36.1%	2,749.84
5,000	124.52	1,332.31	531.33	1,863.64	37.3%	3,011.84

- ※1. 給与所得以外の所得はないものとして計算しています。
2. 賞与は、月収の4ヶ月分として計算しています。
3. 配偶者（所得なし）を有し、扶養親族1人として計算しています。
4. 住民税の均等割は考慮していません。
5. 社会保険料は健康保険料・厚生年金保険料の合計として計算しています。
6. 所得税、住民税は定率減税控除後の金額で表示しています。